

令和2年度 第5回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和2年9月23日(水) 午前10時00分～午前10時30分

2、会議場所 播磨町中央公民館 2階 第2研修室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主査 青田 修伍 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと

議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと

議案第13号 農地法第3条第2項第5号括弧書に定める別段面積のこと

令和2年度 第5回播磨町農業委員会

日時：令和2年9月23日

開会 午前10時00分

○議長 ただいまから、令和2年度第5回播磨町農業委員会を始めます。本日全員出席は10名中10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。

次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、4番の木村委員、5番の佐伯委員にお願いいたします。

それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。

議案第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、現地調査された中野委員の報告をお願いします。

○中野委員 地図は資料の4ページです。写真は5ページになります。場所は、
の角交差点の北側で手前に
がありまして、そこから少し東側に
とか、
などの店舗が並んでいます。

届け出は3筆ありまして、この土地に木造2階建てのアパート、12戸が建設される予定となっております。

は、進入路として時期は不明ですが、何十年も前から既に宅地化されております。また、番と番は、現在、田として保全管理されていますが番の一部は、トラクターの車庫として利用されており、これについては始末書を提出しているとのこと。なお、この車庫は工事に伴い取り壊される予定です。番の西側に隣接して農地がありますが、農用用地に

つきましては、パイプラインが設置されており、排水についても
に沿って水路がありますので問題はありません。

さらに隣接の農地については、現在、の管理地の看板があり、近いうちに何らかの届け出があるものと思っております。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見・御質問等はありませんか。特に意見がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届出を受理することに決定します。

次に、議案第11号「農地法5条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、現地調査された福壽委員の報告をお願いします。

○福壽委員 失礼します。写真の9ページをお願いいたします。

四角い長方形の南北の長い土地なんですけれど、上の赤いライン、西の方です。下のラインが東の方で、西の方の上の方のライン赤いラインの方に水路がございます。水路がずっと左側の建屋の白いまた屋根の方まで水路は通っております。先日というか1月ごろに水利の方で水路の確認をしております、現在この建屋はもう随分前から空き家になっておりまして、開発には支障がないと思っております。

右の方に入り口として、2メートルほどの進入路があります。これは南北、田の方にずっと伸びている道なので、開発については支障がないと考えられます。隣で田畑をしているところということで、何かありましたら御質問、お願いします。

○議長 説明、報告が終わりました。ほかの委員の方で、御意見・御質問があ

りましたらお願いします。それでは、これも市街化区域の転用ですので、農地転用届出を受理することに決定します。

次に、議案第12号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 これも現地調査された福壽委員の報告をお願いします。

○福壽委員 失礼します。写真で13ページになりますが、二週前の土曜日、夕方5時、■■■■さん宅へ訪れました。ちょうど奥さん、それから御主人の■■■■さん、おばあちゃんもおりまして、玄関先で確認をさせていただきました。一応この規定どおり20年しっかり農地を守るということで了承をいただいております。

なお、現地は隣にアパート、右手に網目のかかっているネットの方がアパートになります。左の方、建屋がありますけど南に畑とまた住宅とちょっと引っ付いているところです。

それで特に今はきれいに耕作というかトラクターで耕しておられて、夏は夏野菜を今まで作っておられたようです。本人と確認し20年の納税猶予について話し合いました。以上です。

○議長 説明は終わりましたけど、ほかの委員の皆様方で、御意見・御質問がありましたらお願いします。なければ採決します。原案のとおり可決することに賛成委員の方は、挙手をお願いします。

○議長 挙手、全員ですので、議案第12号は、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、議案第13号「農地法第3条第2項第5号括弧書に定める別段面積のこと」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

- 議長 説明は終わりました。委員の方で御意見・御質問はありませんか。
- 中野委員 これは20アール以上でないと農地取得できないですね。ただ、相続については、これは除外されるんですね。
- 事務局長 はい。そうです。現行の20アールを維持するという事なんですけど、特に昨年からも、前回の農業委員会でも意見が出なかったということもありますし、大きく農業の情勢が変わっているということもないので、事務局提案では、従来どおりの20アールを維持するという方向で提案をさせてもらっています。
- 中野委員 異議なしです。
- 議長 それでは、特に意見、質問がなければ採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手多数ですので、議案第13号は原案のとおり決定し、掲示板にて公告します。
- 以上で、本日予定しておりました議事については、全て終了しました。これにて第5回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和2年9月23日

議 長 岡本 章男

議事録署名人 木村 勝

議事録署名人 佐伯 志朗